

訪問サービス重要事項説明書

令和8年6月1日現在

訪問サービス提供の開始にあたり、私たちが説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業所の概要

事業所の名称	市立輪島病院
所在地	輪島市山岸町は1番1地
連絡先	電話 0768-23-0667 FAX 0768-23-0668
事業者指定番号	石川県指定 1710410513号
代表者	輪島市長 坂口 茂
管理者	院長 田中 佐一良

2. 事業の目的及び運営方針

事業の目的	本事業は、利用者の意思及び人格を尊重し、心身の状況及びその置かれている環境等に応じた適切な訪問サービスを提供することにより、利用者が可能な限り住み慣れた地域及び居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう支援し、利用者及びその家族の生活の質の向上に寄与することを目的とします。
運営方針	1) 事業所の看護師等は、利用者の意志及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。 2) 要介護等の状態においても、利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復及び生活機能の維持又は向上を目指します。 3) 地域関係機関と密接な連携をとり、在宅療養生活を支援します。

3. 事業所の職員体制

医師	1名以上
薬剤師	1名以上
管理栄養士	1名以上
訪問看護師	1名以上
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	1名以上
医療ソーシャルワーカー	
事務担当職員	

4. 事業実施地域及び営業日

営業日	月～金曜日（土・日曜日、国民の休日及び12月29日～1月3日は除く） ※但し、訪問看護においては月～金曜日（土・日曜日のみ休み）
営業時間	午前8時30分～午後5時15分
事業実施地域	輪島市内

※ 緊急時においては、24時間連絡可能な体制をとっており、営業日・営業時間以外の利用については必要時相談に応じております。

5. サービスの内容

当院で提供する訪問サービスの内容は以下のとおりとなります。

- | | |
|-----------------------|--------------------|
| ① 病状および障害の観察 | ② 清拭および洗髪等による清潔の保持 |
| ③ 食事および排泄等、日常生活の支援 | ④ 褥瘡の予防および処置 |
| ⑤ カテーテル等の管理 | ⑥ 認知症の看護や精神・心理的看護 |
| ⑦ ターミナルケア | ⑧ リハビリテーション |
| ⑨ 療養生活や介護方法の指導 | ⑩ 薬歴、薬剤の管理や服薬の指導 |
| ⑪ 食事計画案の作成、食事せんに基づく調理 | ⑫ その他医師の指示による医療処置 |

6. サービス提供にあたって

- 1) 申し込みについては、当院の地域医療連携室または医師、医療ソーシャルワーカーや介護支援専門員にご相談していただき、ご本人やご家族の方から直接、または介護支

援専門員等からお申し込み頂きます。

- 2) サービスを利用する場合には、主治医による指示書が必要となります。指示書は地域医療連携室に提供され、指示書に基づいて訪問看護、訪問リハビリテーション等または、居宅療養管理指導等が開始されることとなります。

7. 使用料

使用料につきましては、介護保険サービス使用料を1ヶ月ごとに計算した上で、サービス提供の翌月に請求書を訪問看護師などがお持ちいたしますので、病院窓口においてお支払いください。なお、使用料について詳しくは別紙をご参照してください。

8. 情報提供について

サービス事業者間で行われる会議等においては、必要な情報のみ提供させて頂く場合がありますが、あらかじめ同意を得て行います。

9. 緊急時における対応方法

看護師等は、訪問サービスを実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行います。なお、その講じた措置について、速やかに主治医に報告いたします。

10. 事故発生時の対応について

当事業所が行う訪問サービス提供時に事故等が発生した場合は、速やかにご家族等に連絡するとともに、当院もしくはご家族等の指定する医療機関において診療する等、必要な対応を行います。なお、重大な事故等の場合は、保険者である輪島市へ報告するものとします。

11. サービスの利用に際してのお願い

- 1) ご利用前に保険証や医療受給者証等を確認させていただきます。これらの書類については内容に変更が生じた場合は必ずお知らせ下さい。
- 2) やむを得ず訪問の予定変更を希望される場合は、必ず前日までにご連絡をお願いいたします。
- 3) 訪問看護師等は、次に該当する行為は行いません。
 - ①年金の管理、金銭の貸借などの取り扱い
 - ②利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
 - ③利用者もしくは家族等へのハラスメント行為（身体的・精神的な暴言、暴力や性的嫌がらせ、誹謗中傷、背信行為等の著しい迷惑行為）

④身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)

4) サービス利用者の禁止行為について

- ①事業所の職員に対して行うハラスメント行為(身体的・精神的な暴言、暴力や性的嫌がらせ、誹謗中傷、背信行為等の著しい迷惑行為)
- ②訪問の際はペットをケージに入れる、リードにつなぐなどの配慮をお願いします。

1 2. 虐待の防止について

利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために次のとおり必要な措置を講じます。

- 1) 虐待防止に関する担当者を設置し、利用者等の虐待防止に取り組みます。
- 2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について事業所職員に周知徹底を図っています。
- 3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- 4) 事業所職員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- 5) サービス提供中に、当該事業所従業員又は擁護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

1 3. 衛生管理等

- 1) サービス提供職員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- 2) 訪問サービス事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

1 4. 業務継続計画の策定等について

- 1) 感染症や災害等に係る業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- 2) 従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

1 5. 苦情の申立について

1) 苦情の受付

当サービスに対する苦情やご相談は、以下の窓口で受け付けます。

相談窓口 地域医療連携室

(担当者) 室長

受付時間 午前8時30分～午後5時15分(土日・祝日を除く)

電話番号 0768-22-2222

2) 行政機関その他苦情受付時間

輪島市役所 ・福祉課	〒928-8525	輪島市二ツ屋町2字29番地
	電話番号	0768-23-1159
	FAX	0768-23-1196
	受付時間	午前9時～午後5時(土日・祝日を除く)

石川県 国民健康保険団体連合会 (介護サービス苦情相談窓 口)	〒920-0968	金沢市幸町12番1号	石川県幸町庁舎
	電話番号	076-231-1110	
	FAX	076-231-1601	
	受付時間	午前9時～午後5時(土日・祝日を除く)	

16. 第三者による評価の実施状況について

実績・・・なし

訪問サービスの提供開始にあたり、契約書及び本所面に基づいて重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

事業者 住 所 石川県輪島市山岸町は1番地1地
法人名 市立輪島病院
管理者 院長 田中 佐一良

説明者
氏 名 _____

私は、事業者から重要事項説明書に基づいて説明を受け、訪問サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住 所 _____
氏 名 _____

契約者 住 所 _____
氏 名 _____